

令和5年度第8回武蔵野市男女平等推進審議会 議事要旨

日 時：令和6年2月2日(金) 午後6時～午後7時40分

場 所：武蔵野市立男女平等推進センター会議室

出席委員：諸橋会長、小林副会長、伊藤委員、大田委員（WEB参加）、篠原委員、
中村(邦子)委員、中村(敏子)委員、三上委員、渡辺委員（WEB参加）

欠席委員：生駒委員、大島委員、高丸委員

1 開 会

2 議題

(1) 第五次男女平等推進計画中間のまとめ（素案）に対するパブリックコメント及び市民意見交換会の意見一覧と回答（案）について

(2) 第五次男女平等推進計画（案）及び概要版（案）について

3 その他

4 閉 会

【会長】 皆様こんばんは。本日が今年度の最終回です。12月に第五次男女平等推進計画の中間のまとめを公表してから、パブリックコメントと市民意見交換会を行いましたので、その結果など事務局から御説明をお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 では資料1をご覧ください。パブリックコメントは4人から18件、意見交換会は1人出席で意見は5件でした。ご意見について審議会としての対応を付記して、計画書の中に、資料として載せたいと思っております。

(～資料1の説明～)

【会長】 ありがとうございます。貴重なご意見をいただきましたので、計画に載せるのはいいですね。審議会として、意見への回答はこれでいいかという点も含めて、御審議いただきたいと思います。

【委員】 よろしいでしょうか。全体的に、回答のニュアンスについてですが、例えば、「御意見のとおり」とか、「貴重な」とかを入れると、積極的に感じられて良いと思います。あとは4番ですが、男女別デザインの標準服についてのご意見は、高校

を想定しているのではないかと思います。それに対して「武蔵野市立の小中学校では性別による標準服の指定はありません」という回答では、ご意見と回答が、かみ合っていないかもしれない。例えば、「生徒の個々人の判断に任せるべく、武蔵野市立の小中学校では性別による標準服の指定はありません」とすると、武蔵野市立の高校はないことを言いつつ、意見を出した人の意を汲んだ書きぶりになると思います。

それから6は、「啓発は重要であると考えており」、「しています」というのを、「御意見のとおり、啓発は重要であると考えており」とする。8も同様です。

10はよく練られた御意見だと思うし、実態を私たちに説明してくれていると思います。審議会の対応を、「今後も継続して実施することとしています」ではなく「します」としたらどうでしょうか。それ以降の段落も、「情報交換や連携を図ることとします」、「記載しています」、「市に伝えます」となっていますが、「貴重な御意見」などの言葉を加えても良いのではないかと思います。

次、12は、「トイレ」と言っていることに対して、施設・設備という言葉で回答していますが、「トイレを含む施設」とすると分かりやすいです。

13も、おっしゃるとおりというニュアンスでもいいかと思います。

14番も、「御意見である『産まない選択』はまさにそこに含まれるもの」などとすると良いと思います。17は、「いただいた御意見は市に伝えます」を「いただいた御意見を」とするだけで、前向きに聞こえます。例えば20番の「御意見を踏まえて、逆引きができるようにしました」というのはすごく達成感があると思うんです。

21番も、「御意見のとおり、何年前から経年比較をすることが参考になる場合があります」のように、意見を一回受け入れて、でも10年前からの経年変化を分析しているものもありますとすると、少しポジティブになる。その次の文は、「なお、同一世代を集団で追跡する方法について、貴重な御意見をいただきました。次回の調査をする際」とすると、前向きに意見を受け止めている感じが出ると思います。

【会長】 ありがとうございます。文章のニュアンスをちょっと変えるだけで、ぐっと前向きな感じになると思います。

【副会長】 12番は、「おっしゃるとおりです」というのもないので、どうすればいいのか難しい。

【会長】 厚生労働省もトイレについては何も言っていないので、トイレについての回答はここではしようがないですね。なので、トイレについては国や東京都の動

向や自治体などの情報収集や研究を行う。

【委員】 だから、イエスともノーとも言っていない。この時点ではこのとおりでいいのではないのでしょうか。

【会長】 トイレについては国や都の動向を見守りたいなどか。

【副会長】 でも、この計画はうちの計画ですね。施設・設備の在り方について、この「施設・設備」は公衆浴場とトイレを含むんですか。

【会長】 85ページの。

【委員】 公衆浴場は厚生労働省の通知で、その施設・設備でトイレも含めているんじゃないですか。だから、「この計画では、トイレを含む施設・設備」で、銭湯を最初の文で、トイレを次の文という分け方にするといいんじゃないですか。

【副会長】 なるほど。これは銭湯、トイレを含む施設・整備の在り方について行うのかと思ったんですけども、この計画での書き方がどうなっているのかによりますよね。

【会長】 何ページでしたか。

【男女平等推進担当課長】 57ページです。

【副会長】 本当に施設・設備のあり方なんですね。それで全てを含めてこの書き方だということですね。

【市民活動担当部長】 厚生労働省のいう「公衆浴場等」の「等」にトイレが入っているかは微妙だと思います。

【委員】 私は入っていないと思います。

【男女平等推進担当課長】 経済産業省の職員で、性自認が女性の方のトイレ使用をめぐる裁判がありました。最高裁は女性用トイレを使用させなかったことを憲法違反だとしましたが、付属意見で、トイレの使用については一律に決めることはできないので、国民的な議論が必要だとも言っています。

【副会長】 いろいろと考えたら、この記載ということですね。

【委員】 パブリックコメントの13番で、子宮頸がんワクチン接種のことがあります。計画書の中の59ページの87で、男性のHPVワクチンの任意予防接種のことに触れていますが、東京都の予算概要の資料の中で、新規事業でHPVワクチンの男性接種補助事業として出ていて、補助は2分の1で、接種規模が1万4,000人とのことです。東京都の補助以外にさらに市が補助するという事なんじゃないでしょうか。

【会長】 検討するとしているので、全額なのか、都の補助で半額なのかは今後の検討ということですかね。

【委員】 小学校6年生から高校1年までの若い男性にとっては、将来のがんの予防になると思うし、女性に感染させてしまってがんが発症するということは、特に婦人科系のがんについては多くの方が悩まれている、周囲も悲しい思いをするので、ぜひ積極的に進めていただけるといい。とてもいい内容だと思っています。

【会長】 ありがとうございます。ほかいかがでしあよう。

【委員】 10番で、加害者に対してのプログラムを実施したほうがいいのかという意見ですけども、考え方はすごくいいと思うのですが、それを「市に伝えます」というのはどうなのでしょう。

【委員】 これは審議会でも議論したことがあることなので、審議会で継続して審議していきます、としてはどうでしょう。加害者プログラムについて一度議論して、結局入れないことになったと思います。

【委員】 まだまだここでは女性のサポートのほうが必要だからという、基本的にそういう感じだったかと思います。

【委員】 だから「加害者プログラムに関する御意見については、引き続き審議会でも検討していきます」で、まだ市に伝える段階ではないということですよ。

【会長】 引き続き審議会でも検討します、審議会で検討しますにしようか。

【委員】 審議会で検討していきます。

【会長】 「実施することとしています」のところは、「実施します」がいいのではないのでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 ここは、主語が市であれば「実施します」になりますが、主語は審議会です。計画案に書くまでが審議会の役割ですので、「実施することとしています」という表現にしました。

【会長】 なるほど、わかりました。

【会長】 ほかいかがでしょうか。意見を反映して、用語一覧は逆引きができるように直しています。世界の動きでは、G7のうちで女子差別撤廃条約を批准していないアメリカを除くと、日本だけが女子差別撤廃条約の選択議定書を批准していないということも反映して直しています。

【副会長】 11番のDV相談は、したくてもできないケースがあるというお話に

関してですが、電話相談は匿名でもできますよね。

【男女平等推進担当課長】 氏名を伺っています。

【副会長】 そうですか。匿名で相談したいというニーズもあるかと思うので、匿名での相談についても検討する、などとしてはどうでしょうか。

【会長】 夫の目があるからとか。

【委員】 だから、公衆トイレにカードがあつたりしますよね。

【委員】 専門家ではなくても、あらゆるところにDVの相談の受皿になる要素が必要かと思います。子育ての相談で来ているのだけれども、話しているうちに、本当はDVのことだったということもある。そういうものを受け手がセンシティブに受け取って、つなげられるとすごくいいですよ。

【副会長】 なるほど。相談の入り口が多いということですね。

【会長】 いろいろな相談窓口、相談方法があるとか。オンラインについてはここに書いてありますので。

【副会長】 それはそれでニーズがありますよね。

【会長】 ほかによろしいでしょうか。

【委員】 もう皆さんが12番も含めていろいろおっしゃってくれたとおりに思っていますので、大丈夫です。

【会長】 ありがとうございます。大分埋まりましたね。何か文章、直せそうなのがありますか。10番は少し考えますということでしたが。

【委員】 10番は、冒頭に「御意見のとおり、配偶者からの暴力に関する相談は」とすると良いと思います。

【会長】 身体的、精神的を問わず。

【委員】 「しています」で、その後、配偶者からの暴力のところは別にいじらなくて、もう一回「御意見のとおり」と言うことはなく、冒頭で言っているので、それで「DVの背景にある性差別の意識を是正することは、御指摘のとおり大切と考えています」。

【会長】 大切だと考えています。なるほど。

【委員】 それで、「加害者プログラムに関する貴重な御意見については、引き続き審議会で検討していきます。」として、「市に伝えます」を削る。11番は、匿名でもと言っていないけれども、これは抽象的な相談をしたくてもできないケースがあ

るといって、何を具体的に指しているか分からない中、現状ここまでありますよというので。「事情に応じて相談できるように」と書いてあるので、十分だと思います。

【会長】 これでもいいですね。

【委員】 匿名で相談することに意味があるのか。助けられるのか。

【会長】 本当は自分のことなのに、知り合いのことだとして相談をしてくることはある。オンラインだと、匿名も可能になるのでしょうか。

【市民活動担当部長】 相談の仕組みを組み立てるときに、そういうニーズがあるということは念頭に置いて検討したいと思います。

【委員】 匿名で相談することに意味はあるんですか。

【委員】 電話相談なんかでは、匿名は結構あります。

【市民活動担当部長】 自分の名前を言わないで相談できるというのは、相談のハードルが下がるということはあるかなと思いますけれども。

【副会長】 相談した結果、自分が思わぬ事態になっていくかもしれないという不安が多分結構あって、匿名だったらそれはないという安心感があると思います。

【男女平等推進担当課長】 にじいろ相談ではニックネームをいう方もいます。

【会長】 ハンドルネームでいいのではないかとことはありますね。

【委員】 DV相談は、今は可能ではないということですか。

【事務局】 DV相談の方はわかりませんが、女性総合相談は、氏名をもらっています。身分証を見せてとは言いませんが、継続的に来られる方もいるので、ご本人がおっしゃる氏名で管理しています。

【委員】 大切なのは相談する内容だから匿名でも構わないのではないのでしょうか。

【副会長】 行ってみたら匿名でもよかったでは、駄目なんだと思います。前もって「匿名が良い」と書いていないと、行くときのハードルが高い。

【委員】 自分で違う名前を言っていることもあると思う。

【委員】 まず紙か何かに書くんですか。

【事務局】 電話で伺います。

【委員】 電話だったら何とでもなるけれども。

【会長】 偽の名前を言ったって。

【委員】 ただ、追い詰められていて、そういうことを考えられないとは思うんですよね。

【委員】 審議会として今後、相談を匿名で受けられる体制を検討していきたいという趣旨を書きますか。

【会長】 あってもいいかもしれない。

【委員】 面談だと信頼関係ができてきて、だんだん本当のことを言ってくれるようになる。結局はそういう関係がつかれないと、フォローしていくのは難しい。

【会長】 解決にならない。

【委員】 ですから、最初はどんな形でもいい。相談の電話をするというのはとても勇気が要ることだと思うんですね。

【委員】 「今後はオンラインや匿名での相談など、より相談しやすい環境整備を検討していきます」としてもいいですね。

【委員】 「検討していく」ぐらいですよ。

【委員】 「検討」にしましょう。

【副会長】 オンライン相談はもうやることになっているんですか。

【男女平等推進担当課長】 検討することになっています。

【副会長】 では、どちらも検討で。

【会長】 そして「匿名」という字が入るといいかもしれないですね。検討するということで。

【委員】 電話はしやすくなるかもしれませんね。

【副会長】 偽名を使っていたら、ばれるかもしれないとか思うじゃないですか。住所と名前と、何か向こうが把握しているのではないかとか。

【委員】 そうそう。匿名でも誠実に受け取れそうですね。

【委員】 安心感をどうつくるかですね。

【委員】 電話をかけるハードルが低くなるかもしれないですね。

【会長】 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

【委員】 施策15の性教育はしっかり方針として載ったところで、パブリックコメントも意見がいただけたので、よかったなと思っています。

【会長】 身を守れる教育をしてほしい、これが載ることに価値がある。ほかいかがでしょうか。「いただいた意見を市に伝えます」がいいよね、さきほどの17番、「を」がいい。ほかどうでしょうか。そうしたら議題(2)の説明をお願いしましょうか。もう一度、パブコメの回答とも関わるかもしれませんので、どの部分が加わっ

たり、変わったりしたかというのを簡単にで結構です。

【男女平等推進担当課長】 では、本書のほうを御覧いただきまして、3ページをお願いします。社会情勢、①世界の動きの一番下の行です。「女子差別撤廃条約の選択議定書を批准していないのは、もともと女子差別撤廃条約を批准していない米国を除くと、日本だけです」。これはG7諸国の中でという文脈ですが、このようにいたしました。

それから、43ページの図表についてですが、「暴力にあたると思うこと」の表がございませう。中間のまとめでは、男女で比較する表でしたが、本文は経年比較の内容ですので、表も経年比較の表にしました。

59ページ、事業87番で男性のHPVワクチンのことについて記載しました。

それから、73ページ以降が資料編です。(4)のところにパブコメの意見と審議会の対応が入ります。

84ページからが男女平等推進の主な動きです。第四次計画では89ページの下の方、2019年3月、平成31年に第四次男女平等推進計画が武蔵野市で策定されたところまででした。これ以降が五次計画で追加したところですよ。なお、90ページの最後には、2024年3月に第五次計画が策定されたというところまで、最終的には入れたいと思っています。

それから112ページからが用語一覧です。パブリックコメントの御意見を踏まえて、用語から本文中のページが逆引きできるようにしました。

中間のまとめからの変更は以上です。

【会長】 ありがとうございます。パブコメを受けて追加したところ、それから年表に追加したところがありますので、御確認ください。いい感じですね、逆引きは使えそうですね。これは索引を作るのが大変でしたね。御苦労さまです。ページもまた少し動くかもしれないですね。引き続き概要版の説明もお願いしましょうか。

【男女平等推進担当課長】 では、概要版です。見開きを、一回開けていただきませうと、左ページに、はじめに、計画の位置づけ、計画の基本理念等々が載っています。右側には数値目標を載せています。

全部開きますと、左から基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと続けて見られるようになっていきます。文言は、本書の該当部分から抜粋しています。図表は、各基本目標につき1つです。あとは、視覚障害の方が音で文字を聞けるように音声コード、ユニコードとい

うものをつける予定です。体裁や色は、少しデザインを入れる予定ですが、内容はこのままです。

【会長】 ありがとうございます。最終報告書は審議会が作るものですが、概要版は市が作るという位置づけです。これに関していかがでしょうか。

【委員】 いいと思います。意見はありません。

【委員】 よろしいでしょうか。114ページの資料編の用語の解説のところですが、「配偶者からの暴力」の説明は、最初の法律のものですか。3回改定しているわけですよね。それで今度また改定になって、今度、精神的なものもDVの定義に入りますよね。退去命令なんかにそれが入る。

【男女平等推進担当課長】 「配偶者からの暴力」という言葉が配暴法でどういうふうに書かれているか、改定後の最新のものを再確認いたします。

【会長】 そのほうがいいですね。最初のは2001年なんだけれども、何回か変わっている中の最新ということですね。直近はいつ？

【委員】 令和6年4月1日から施行、これからです。

【副会長】 もう変わったんだったら、それで書いたほうがいいですね。

【委員】 改正前の用語なので、これには、4月1日からののは載せなくていいんですね。改正前のものでいいんですね。

【会長】 3月発行だから。

【委員】 113ページ、デートDVの説明に「恋人間」とありますが、適切でしょうか。

【副会長】 確かに恋人はデートする。恋人というのもクラシックな言い方ですが、付き合う前にもデートしますよね。何か定義があるのかな。

【会長】 「親しい男女間」のような言い方があった気がするけれど。でも男女に限らなくてもいいか。男男、女女でも。

【委員】 性的マイノリティの人もある。

【副会長】 多分、定義らしき言葉があるはず。

【市民活動担当部長】 13ページだと「交際相手」という書き方をしています。

【会長】 交際相手、それなら同性同士でも、交際相手ぐらいがいいか。

【市民活動担当部長】 定義があるかも含めて確認します。

【会長】 13ページに書いてある言葉を生かしたいですね。配偶者や交際相手か

らの暴力、DV、デートDV、まあ、交際相手ぐらいがいいですかね。ちょっと検討してください。

【副会長】 あと、112ページの「固定的性別役割分担意識」のところですか。意識というのは、男は仕事、女は家庭というような、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことだと思うんです。その前の「男女問わず個々の能力等によって役割分担することが適当であるにも関わらず」という部分は、定義ではなく価値観です。定義にこの価値観が入るのは違和感があります。

【会長】 「男は仕事・女は家庭」からでいいか。そうしましょう。

【委員】 少し話が戻りますが、配偶者からの暴力について、新しい内閣府の資料を見ていると、配偶者の定義、暴力の定義で、生活の本拠を共にする交際相手、あとは相手も含まずとしています。保護命令について、同性カップルも対象となった例がありますとあって、同性カップルのことも明記されています。これは4月1日より前だと思うので、生活の本拠を共にするという部分と、同性カップルのことも入れるとよろしいのではないかと思います。内縁関係と同性カップルのことも明記するといふということですね。

【会長】 配偶者というのは、必ずしも法律婚でなくてもいいわけだからね。配偶者といっても広いよというニュアンスがあったほうがいいかもしれませんね。

【副会長】 あとパワーハラスメントですが、「同じ職場で働く人に対し」という枕詞はない方がいい気がします。もう少し広いですね。

【会長】 広いですね。

【委員】 これだけ削ればいいんじゃないですか。「職務上の地位や人間関係等の」、「職場内」も取っていいかもしれない。優位性を背景に。

【副会長】 そうですね。これは一つの職場とは限らないんですね。

【委員】 「業務上の地位や人間関係等の優位性を背景に業務上必要かつ相当な範囲を超えて」、だから業務でいいんですね。

【会長】 最初の「同じ職場で働く人に対し」は取って、「人間関係等の優位性を背景に」でいいかな。でも、最後は職場環境が出てくる。

【委員】 厚生労働省のパワハラ6類型は、このとおりです。

【副会長】 このとおりですか。同じ職場じゃなくてもなるんですね。

【会長】 地域活動でもあるしね。

【委員】 パワーハラスメントという定義は多分、厚労省が明るい職場応援団の中でやっていることだから、パワハラという言葉を使う限りは、労働の範囲のものとなるみたいです。

【副会長】 納得いかない気もしますが、分かりました。

【男女平等推進担当課長】 パワーハラスメントという言葉が本文のどこで出てくるかというところと4ページですけれども、防止対策を講じることが企業に義務づけられましたという部分で使っています。

【委員】 別の何か三井住友カードの雑誌にパワハラの定義があるときに、「厚生労働省は」と入れているので、それを一つ入れてこの定義を使うといいと思います。

【会長】 「厚生労働省はこう言っている」がいいか。

【副会長】 出典をのせるといいかもしれない。

【会長】 そうですね。今、パワハラは広いですからね。セクシュアルハラスメントも実は本当は、あれは均等法に載っているのか。だけど、今、セクハラはもっと広いしね。職場だけの問題ではないので、少し広めに考えたいけれども、「厚生労働省はこう言っている」というぐらいで入れますか。

ちなみに、ここでは用語集にはセクシュアルハラスメントはないんですね。セクシャルハラスメントはどうだろう。

【委員】 この中にありましたっけ。

【会長】 4ページにありますね。マタハラも出てくる。

【委員】 「女性に対する暴力をなくす運動」の中には出てきますね、113ページ。だからセクシャルハラスメントは入れがほうがいいのかな。セクシャルハラスメントだと、まず人事院で定義が出てきます。職場におけるセクシャルハラスメントだと厚生労働省です。

【会長】 均等法だから、厚生労働省だよ。人事院は何と言っているんですか。

【委員】 人事院は、他の者を不快にさせる職場における性的な言動としています。

【会長】 職場にってしまうんだよね。

【委員】 職場内外で起きやすいものとしています。

【委員】 内外ですか。

【委員】 はい。1 性的な内容の発言関係、アトイがあって、(2) が性的な行動関係、主に職場外に置いて起こるものというのがあるので、セクハラ禁止。でも人

事院だと公務員にしか当てはまらないんですかね。

【市民活動担当部長】 そうかもしれません。

【委員】 そうなると厚労省でしょうか。

【市民活動担当部長】 前提は厚労省のような気がします。

【委員】 職場におけるね。

【委員】 職場における。

【会長】 職場って狭いけどね。中小型、環境型というやつですよ。

【委員】 職場だけなんですかね。

【会長】 学校でも、地域でもあるし、政治家もセクハラ発言をするし。国の定義だけじゃなくても何か書きたいですね。

【委員】 そうそう、もっと易しい言葉で、職場というのはやめて何かいい言葉を。

【会長】 少なくともセクハラは少し広めに。

【委員】 内閣府男女共同参画局もありますが、職場におけるが入っています。多分、どこも厚労省の定義なんじゃないでしょう。

【委員】 本当はここに生きている私たちが感じるものを書きたいですね、パワーハラスメントは。

【会長】 まず、セクハラという言葉は用語集に入れたい。かつもうちょっと、一般的な言葉として少しここで定義したいところです。

【委員】 男女共同参画局に用語集というのがあるので、調べています。話を進めていただいて大丈夫です。

【会長】 調べてもらって、何か候補があれば教えてください。

【委員】 これは力の見せどころで。オリジナルで。

【会長】 ここのオリジナルっぽくてもいいと思います。

【委員】 私どものものがほかで採用されるような感じでね。

【会長】 そういう意味では、パワハラも「厚労省は」で逃げてもいいけれども、もう少し広めにこちらの定義でもいいかも知れない。

【副会長】 うまく差し替えられるものがあれば。

【委員】 男女共同参画局も用語解説の中には、ほかのところで定義しているセクハラとかはないです、ESG投資、M字カーブとかエンパワーメント、JKビジネスとかはあるけれども、どこかの官庁が定義しているともう新たに定義することはして

いないようです。だから、市が出す計画で新たに定義するのは難しいと思います。定義というのはすごく難しいですから。

【会長】 それはおっしゃるとおり。

【副会長】 あまり軽々しくはいじれないという感じはある。

【会長】 でも、ジェンダー用語の事典とか、現代用語の基礎知識とか、そういうふうなある程度オーソライズされているものを使って。

【委員】 それは、公的にオーソライズされたものとは言えない。

【会長】 そうか。

【委員】 だから、「厚労省は」として、セクハラとパワハラの説明をとりあえず入れておくのが良いのではないのでしょうか。

【会長】 それが手堅いですね。そうしましょう。ほかいかがですか。

【委員】 すみません。パブリックコメントでも性教育とかワクチンのこととかにも結構触れていただいて、皆さんの関心がうかがえたので、ぜひ来年度はいろいろまた活動に生かしていけたらと思いました。ありがとうございます。

【会長】 それでは、本日の第8回男女平等推進審議会は、閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。